

いきいき通信



～ 地域包括支援センターだより ～

平生町高齢者地域包括支援センター（平生町社会福祉協議会） ☎ 56-8000

— 日々の暮らしのお手伝い —

【 悪質商法の被害にあわないために 】

木々も秋から冬の装いとなり、季節が駆け足で過ぎていくように感じられます。日ごとに寒くなってまいりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。今月は「悪質商法」についてお伝えします。

このような手口にご用心！（悪質商法の例）



送りつけトラブル



- ▶ 注文をしていないのに健康食品や海産物などを一方的に送り付けられ、代金を請求される。
- ▶ 事前に電話をかけてきて強引に勧誘し、代金引き換えで送り付ける。

※「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などといって親切心や同情心につけ込む勧誘が増えています。



訪問購入（訪問買い取り）

- ▶ 「不用品を買い取る」と訪問してきて宝石や貴金属を見せるよう迫り、安値で強引に買い取る。
- ▶ 返還を求めても「紛失した」などと言われたり、連絡がつかなくなることも。



還付金詐欺



- ▶ 役所や金融機関の職員を名乗り、保険料や未払いの年金が返ってくるなどと言って電話で ATM に誘導し、操作を指示して送金させる。
- ▶ 銀行の口座番号や暗証番号を聞き出し、本人になりすまして不正に送金させることも。

この他にもさまざまな手口の悪質商法があります。 [「相談窓口」についてはコチラ](#) ➡ 裏面へ

生活の中でのお困りごとに関するご相談は

「平生町高齢者地域包括支援センター」へ

平生町大字平生村 618-2 ☎ 56-8000 ふれあいまちづくりセンター



悪質商法の被害にあわないために

- ▶ 「うまい話」や「もうけ話」は信用しない
- ▶ 長く話を聞かない はっきり断る
- ▶ 突然の訪問は警戒！ 知らない人を家に入れない
- ▶ 簡単に個人情報を教えない
- ▶ その場で契約せず 周りの人に相談する



「あれ？もしかしたら…」



「どうしよう…」



不安に感じられることがあれば まずご相談を

日頃から気を付けていても、急に見知らぬ業者が家に来たり、見慣れない書類が届くといったことがあると、誰しも不安になると思います。悪質商法の手口は年々複雑化、多様化しており、言葉巧みに、または強引に勧めてくることもあります。不安や違和感を感じても、断ることはなかなか難しいものです。

もしかしたら… どうしよう… と思われることがあれば、お一人で抱え込まれず、まずは下記の相談窓口にご相談ください。

- 山口県消費生活センター ☎ 083-924-0999
- 柳井地区広域消費生活センター ☎ 22-2125
- 平生町高齢者地域包括支援センター ☎ 56-8000

- ▶ 相談メモ（いつ・どこで・だれが・なにを・どうしたのか）やチラシやパンフレット、契約書や請求書などを保管しておくことで相談の時にも役立つかと思えます。

